

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、上下水道部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政 夫

上下水道事業の取扱い

1 水道事業（料金、加入金等）

- (1) 水道料金については、前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、段階的に調整する。
- (2) 富士見村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (3) 検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。

2 下水道事業（使用料、受益者負担金等）

- (1) 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。
- (2) 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

3 農業集落排水事業（使用料及び分担金）

農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

4 合併処理浄化槽関係

合併処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。